

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

現在、地球上では温暖化をはじめとする多様で深刻な環境問題に直面しています。また、社会経済活動の進展や生活様式の変化により、一般家庭や事業所から排出されるごみ（一般廃棄物）も多様化し、それらのごみの処理に関しても様々な工夫を講じながら行われてきました。これらの諸問題を解決し、将来へとつながる持続可能な社会に変えていくためには、環境への負荷を出来るだけ低減する循環型社会の構築を目指さなければなりません。

このような経緯を踏まえ、日高市では循環型社会の構築に向け、市内所在の民間セメント製造工場の協力を得て、焼却によらず可燃ごみをセメント用の原料・燃料として利用する、可燃ごみの資源化処理を行っております。

このごみ資源化処理では、ダイオキシン類の発生が大幅に抑制され、環境への負荷が削減できること、また、金属以外の不燃ごみも可燃ごみとして週2回の収集となり市民サービスの向上が図られること、更には焼却灰等の二次廃棄物が発生せず最終処分場の延命化が図られること等の利点があります。

平成21年度～平成30年度を計画期間とした前期の当市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画においては、ごみの発生抑制と再資源化が両立した、より環境にやさしい社会の実現を目指し、前段で述べた可燃ごみの資源化処理のみならず、ごみの処理については委託方式の継続実施をしつつ、更なる安定的な処理方法の確立を目指してきました。

本計画においては、前期計画の計画趣旨を継承しつつ、前期計画策定から10年が経過した現状及び今後10年間の社会情勢等の変化を見込みながら、より適切な一般廃棄物の処理の実現を目指し、必要な事項の見直しを行うものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、「日高市総合計画」に則して策定するものであり、本計画の実施のために必要な事業については、毎年度策定する、「日高市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」において定めることとします。

3. 計画の期間

本計画は、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度の10年間を計画期間とし、平成35（2023）年度を中間目標年度とします。

ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、内容の見直しを図ることとします。

4. 計画の構成

本計画は、「資源化・減量化計画」「収集運搬計画」「中間処理計画」「最終処分計画」「不法投棄対策計画」の5つの計画で構成されています。

5. 基本方針

- (1) ごみ処理は、現行の委託方式を今後も継続しつつ、安定的な処理方法を確立します。
- (2) ごみ減量は、ごみの発生抑制について、重点的に取り組むこととします。
- (3) 不法投棄対策は、再発防止のため、投棄物の早期撤去と定期的なパトロールに取り組むものとします。